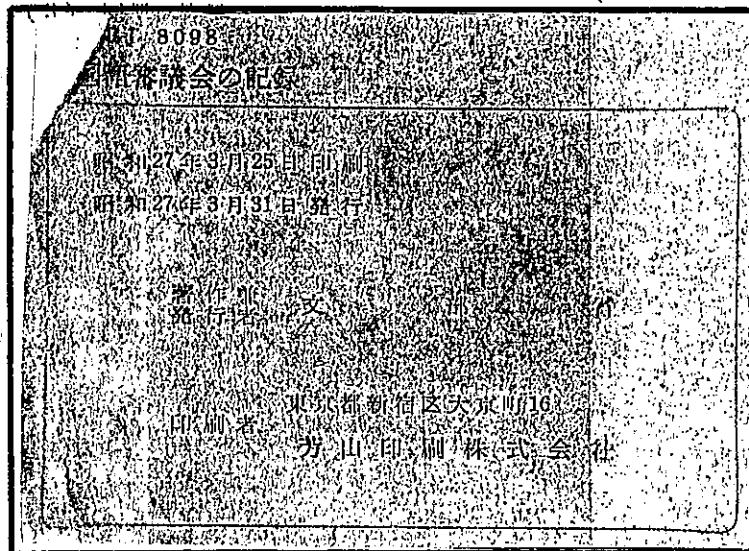


## 参考資料 1

「詣」ウツ 「歎」グマス 「効」キキヌ カイ 「報」シラセ  
「危」アブナイ 「喫」ヌム スゥ



## (6) 特殊訓のあるものを認めること

「日」カ「重」え「路」じ

つぎに申しあげるべきは、使用上の注意事項についてであります。

(以下略)

義務教育用漢字主査委員会委員長報告 安藤委員長  
(當用漢字表別表)

本委員が付託をうけましたのは、さきに定められました當用漢字のうちから、特に基本内のものと認められるある数の漢字を選び、義務教育期間において教えられるべき漢字の範囲を明らかにすることとございました。この問題は、當用漢字の制定に伴って当然考えられなければならないものであり、またその解決には急を要するものがあったのであります。當用漢字は、一般社

会で使う漢字の範囲をしめしたものであります、が1850字は義務教育期間内にそのすべてを教えるには多きにすぎるのであります。當用漢字の将来における整理は、すでにその当初から約束されておりますが、その実現は急速には行われ得ません。義務教育本来のたて前から申せば、義務教育期間内において、つきの世代の一般国民が社会人として文学生活を営むに不自由のない程度の教養を授けなければなりませんので、したがって國民常用の漢字と義務教育期間に教えられるものとの合致は、理想として望ましいことであります。しかし、上述の事情によりましてそれが現実において不可能であるといたしますれば、当分の間は別に適切可能の対策をたてて義務教育の本旨にそろはかはないであります。その應急の処置として考えられますことは、當用漢字のうちからこれだけの漢字はぜひ義務教育期間において教えこんでおかなければならぬと認められるものをえらび、これを中心として學習者の文字能力につちかい、その文字常識を養って他日の大成にみちびいておくということであります。前述のような調査が本委員会に付託されましたのも、けだしこの一つの線に沿ってのことと存じます。本委員会は、こういう了解のもとに審議を進めてまいりました。主査委員会が組織されましてから、ことに12か月、委員会の回を重ねますこと33回、さいわいに委員各位の御情熱によりまして成績をうるにいたりました。お手もとにさしだしました當用漢字別表は、すなわちその選定の結果でございます。

漢字の別表は、申すまでもなく義務教育9年間の學習目標としてえられたものであります。目標をそこにおきましたので、學習者の知能の程度と學習の期間が、選定に対するきびしい制約となつてまいりました。負担の過重を避けることも、じゅうぶんに考えなければなりませんでした。おのづから字數の制限が問題となつてまいりました。しかし、この場合の制限は、すでに一応制限というわくの中におかれている當用漢字に、さらにもう一つのわくを加えるだけのようにも見られますが、実はこの二つのものは同じ同心

用的のものではないのであります。かならずしも、その性質を同じくしてはおりません。一は現在の一般社会の文学生活の簡易化を期しての制限、一は将来の社会の文学生活に適応させるための教育的基礎付けをはかるための制限でありますから、前者が寛であり後者が厳であるのはあやしむにたりませんが、前者の立場からは必要なもので、後者の立場からは不必要と認められるものがあります。現代の成人にとって重要性をもつもの、かならずしも教室において考えられなければならぬものとは申されません。したがって採否の標準にあれこれ申乙があります。なおまた、他の場合においてもそうでありますように、われわれは漢字教育の上においても、むだな労をはぶいて最大の効果を収めるべきでありますから、いたずらに当用漢字に重きをおいて、多きをむさぼるがごときことがあってはならないであります。さればと申して、みだりに負担の軽減に急にあまり多くをかな書きに移すようでは、つぎに来る世代の文学生活に不利不便のかげをやどすことになります。本委員会は、第1にこの点について深く意を用いまして、多きに過ぎず少なきに尖せぬことを期した次第であります。

第2に本委員会では、別表の漢字を選ぶに当りまして、それが義務教育期間内において読み書きともにできるよう指導することが必要なものであるかどうかについて、じゅうぶんに考慮を加えたのであります。読み書きともにできるよう指導する漢字を一方に認めるることは、その結果において他の字に、読みさえすればよいという漢字を認めることにもなりますが、漢字学習の本義から申せば、2類を対立させることは必ずしも適當ではないという議論もでまします。しかし委員会もまた根本的にすべての漢字をこの二つに大別するというような見解をとったわけではありません。ただわれわれは現実の段階におきましては、しばらくこれを一つのめやすとすることが、漢字の教育的処理をなめらかにし、いわゆる教育用漢字と当用漢字との開きをどうするかの問題を解決するだけになると考えた次第であります。なお、これか

らの国語の教育には、読本のほかに自由教材として、新聞や雑誌もとり入れられることを考えますれば、読ませておくという程度の漢字というのも考慮のうちに加えておくのがよいとも申せましょう。

第3に、しかば、読み書きとともにできるよう指導する必要があるといふのはどういうものかと申しますと、要約すれば、それは現在においてもっとも普遍的であり、かつまた将来において普遍的であることが望ましいもの、すなわち一般にだれでも知っているなければならない、だれにも読み、だれにも書けなければならない、したがってこれから文学生活を営もうとするものが、ぜひ學習しておかなければならないという条件をそなえたものということになりますが、これだけでははっきりいたしませんから、以下実例について申しあげます。

1 目常の社会生活に直接の関係をもち、一般国民に親しみ深いものただし、形音義のむずかしいものや当用漢字におけるかな書きの条項にふれるのは、この限りではありません。

例 教育の 一二三四………万億

方位関係の 東西南北

季節関係の 春夏秋冬

○ 行政区画に関する 都・道・府・県・郡・市・区・町・村

人倫に関する 父母親子兄弟姉妹夫妻

衣食に関する 衣服絹綿糸飲食米麦穀飯粉菜茶塩酒住家屋居室庭  
　　門戸住板壁店舗宿舎

徳目に関する 仁義礼智信忠孝節誠忍愛

色彩の 青黄赤白黒緑

植物の 木草竹花葉根幹芽

動物の 大牛馬魚虫貝蚕

礦物の 金銀鉄銅砂岩炭など

2 熟語構成の力が強く、それが広い範囲におよんでいるもの

例 名人名 氏名 岐名 名物 名義 名人 名代 名刺 名流  
名声  
流 急流 清流 水流 一流 名流 上流 下流 流儀 流行  
流域 流用 流産 流線型 流動体  
在 在職 在位 在庫 在宅 在外 在留 近在 不在 所在  
現在  
その他 最、極、細、要、不、用など

3 広く世に行われている平明な熟語の構成成分で、対照的意義をあらわすそれものの

例 困果 公私 左右 上下 主客 内外 自他 前後 損益 往復  
加減 始終 収支 出入 生死 勝負 斷續 得失 売買 貸借  
進退 遠近 寒暑 強弱 曲直 軽重 高低 新古 多少 大小  
長短 異同など

つぎに、どういう類の漢字が、この選定から除かれているかと申しますと、

1 時代の主流から遠ざかっているもの

甲乙丙、尺貫法関係の漢字など

2 際面的のもの、局地的のもの

× × × × ×  
官序 通信 朝語 韶音 協約  
×× 古典 依存  
傑作 典型 依頼

3 専門用語にしか関係をもたないもの

学術用語、専門用語は平易な文字によるか、かな書きによることがのぞましいが、要するに別のとりあつかいとする。

× × × × × ×  
俳句 論曲 狂言 緯度 凍土 恐懼 窓業など

別表漢字として選定されました漢字は、881字であります。これにつきましては、多すぎるという御意見もございました。少なすぎるという批評もございました。委員会といたましても、これが最後案であって、1字も動かすことのできないものと申すのではございません。しかし、これは委員会が今まで世にあらわれました漢字の教育に関する各方面の調査、研究ならびにその実験報告を参考資料としながらも、委員会独自の立場からの慎重審議にもとづいた成案であります。しかも、委員各位は終始一貫その採否に關して1字をもいやしくもされなかつたのであります。

### 〔議事要録〕

安倍会長 普訓表について質問はないか。

春日委員 異字同訓の整理には賛成だが、異字同訓すべてにわたっての精密な調査表ができるか。

安藤委員長 相当にしらべてある。

春日委員 正確にしらべてあればよい。

委員長 欠陥のないように調べるとなると、相当の時を要する。

春日 使用上の注意に、自他両様につかってさしつかないとあるが、表のかかけ方に一定のきまりを決めた方がよい。

会長 意見はあとにして。今は質問のみにとどめたい。

春日 自他のかけ方にきまりがあるか。

委員長 だいたいある。普通に多く使われていることを目安にした。

春日 わたくしが見たところ、あまりきまりよくでていよい感じられたものがある。熟字の場合、1字1字の訓でない読み方については考へられたか。

委員長 考えた。こういうふうな使い方は望ましくないという方針である。